

## 振動規制法に基づく特定施設

### 設置の届出

工場または事業場にあらたに特定施設(表2)を設置しようとする者は、その特定施設を設置する工事の開始の30日前までに、届出なければなりません。  
(振動規制法第6条)

振動規制法の特定施設(表2)

No.	大分類	小分類	規模・能力
1	金属加工機械	(イ) 液圧プレス	矯正プレスを除く
		(ロ) 機械プレス	
		(ハ) せん断機	原動機の定格出力が1kW以上のもの
		(ニ) 鍛造機	
		(ホ) ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のもの
2	圧縮機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
4	織機		原動機を用いるもの
5	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの
		コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの
6	木材加工機械	(イ) ドラムバーカー	
		(ロ) チッパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
7	印刷機械		原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のローラー機		カレンダーローラー機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のもの
9	合成樹脂用射出成形機		
10	鑄造型機		ジヨルト式のもの

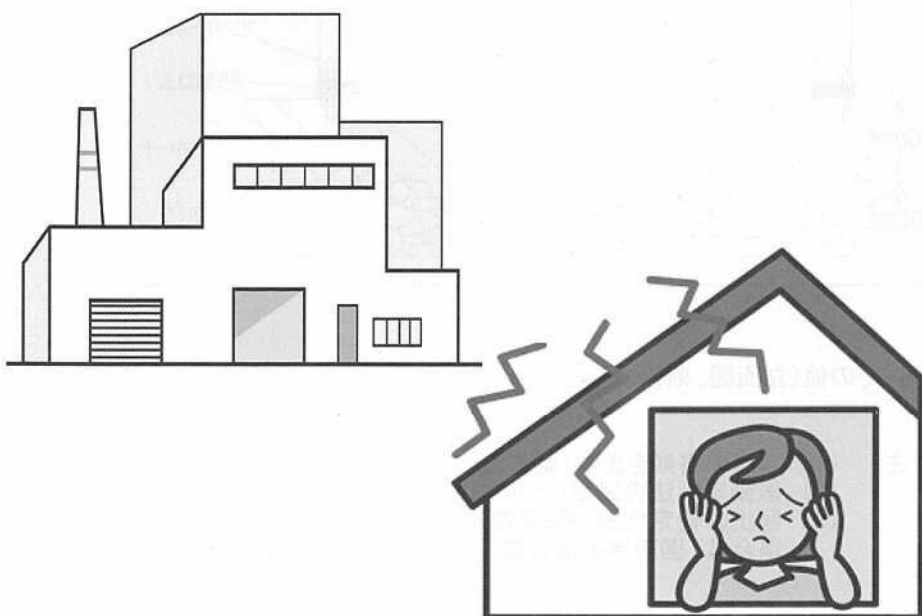
### 数等の変更の届出

特定施設の届出をしている者は、特定施設の種類ごとの数、振動の防止の方法、使用の方法を変更するときは、工事開始の30日前までに届出なければなりません。  
(振動規制法第8条)

(振動規制法第8条)

ただし、以下の場合は届出の必要はありません。

- 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しないとき。
- 振動防止の方法を変更する場合で、その工場等の振動が大きくなるとき。
- 特定施設の使用開始時刻の繰り上げ又は使用終了時刻の繰り下げを伴わないとき。



## その他の変更届出(騒音規制法・振動規制法ともに)

特定施設の設置の届出をした工場または事業場は、以下の事由が生じたときは、その日から30日以内にそれぞれの届出を行わなければなりません。

(騒音規制法第10、11条・振動規制法第10、11条)

氏名等(名称・住所・所在地)変更届	○ 氏名または名称及び住所、法人の代表者の変更 ○ 工場または事業場の所在地および名称の変更
特定施設使用全廃届	○ 特定施設のすべての使用を廃止したとき ※設備の更新や一時停止は含まれません。
承継届	○ 会社が合併したとき ○ 特定施設のすべてを譲り受けたとき、または借り受けたとき ○ 相続したとき

## 公害防止管理者の届出(法律)

以下の条件に当てはまる工場は、騒音・振動関係の資格を有する公害防止管理者等を選任し、その旨を区に届出なければなりません。

○ 事業内容が、製造業(物品の加工業を含む)・電気供給業・ガス供給業・熱供給業のいずれかに属しており、以下の施設を設置している工場

騒音発生施設	(1)機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの)	(2)鍛造機(落下部分の重量が1t以上のハンマー)	
振動発生施設	(1)液圧プレス(矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のもの)	(2)機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの)	(3)鍛造機(落下部分の重量が1t以上のハンマー)

※ 980キロニュートン=100t 2,940キロニュートン=300t

なお以上の対象となる工場で、従業員が21人以上の事業場については、公害防止統括者(資格不要)の選任・その旨の届出も必要です。

## その他の届出・申請など

工場または事業場などを設置もしくは変更しようとする場合は、騒音規制法、振動規制法以外にも、届出などが必要となる場合があります。

### 下水道法に基づく届出

人の健康を害するおそれのあるもの、又は生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を流す施設で、届出が義務付けられているものです。東京都下水道局東部第二下水道事務所 お客さまサービス課水質規制担当へ届出を行います。

届出・問合せ先 葛飾区小菅1-2-1 小菅水再生センター 直通 5680-1392

### 大気汚染防止法に基づく届出

一定規模以上の「ばい煙発生施設」や「粉じん発生施設」を設置しようとするときは、東京都環境局環境改善部大気保全課へ届出ます。

届出・問合せ先 新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎23階 代表5321-1111 内線 42-355

### 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)に基づく申請・届出

工場を設置する場合や、建物、設備などを変更する場合は、「工場設置認可申請」や「工場変更認可申請」が必要となることがあります。

また工場に該当しない事業場でも、公害が発生する可能性のある32種類の事業場については、「指定作業場」として届出が必要です。

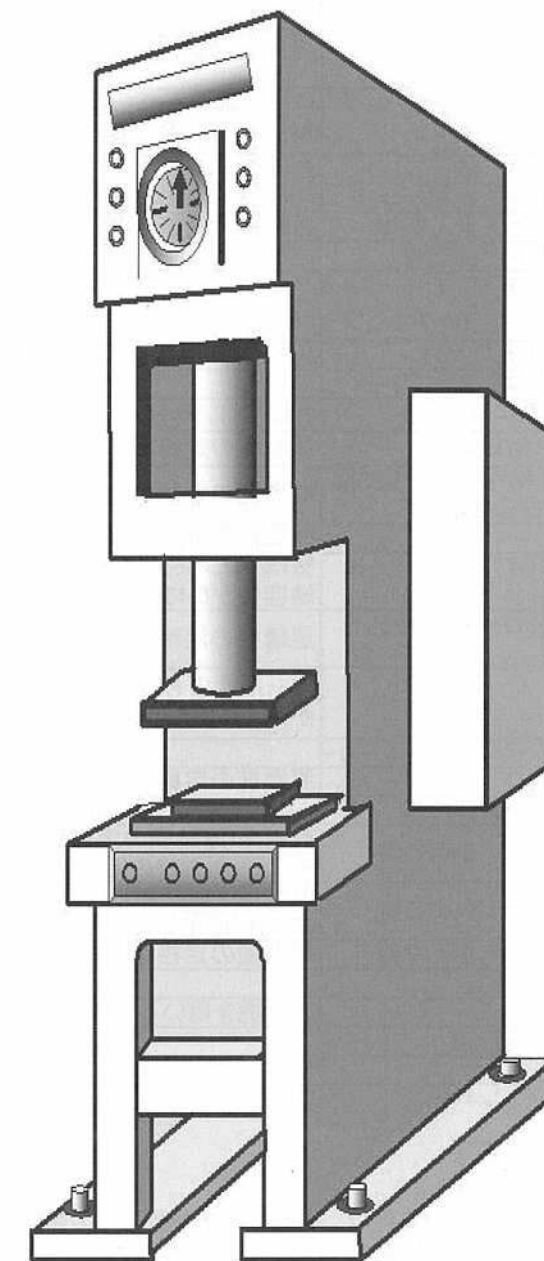
(例) ガソリンスタンド、自動車駐車場(収容能力20台以上)など。

申請・届出・問合せ先 葛飾区環境部環境課

騒音規制法 振動規制法にもとづく

# 特定施設の届出

—環境にやさしく  
快適な葛飾に—



## 葛飾区役所



環境部 環境課  
公害対策相談係  
〒124-8555 葛飾区立石五丁目13番1号  
直通 (5 6 5 4) 8 2 3 6  
直通 (5 6 5 4) 8 2 3 8

葛飾区 環境 特定施設

検索

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

# 騒音規制法にもとづく特定施設

## 設置の届出

工場または事業場にあらたに特定施設(表1)を設置しようとする者は、その特定施設を設置する工事の開始の30日前までに、届出なければなりません。  
(騒音規制法第6条)

騒音規制法の特定施設(表1)

No.	大分類	小分類	規模・能力
1	金属加工機械	(イ) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの
		(ロ) 製管機械	
		(ハ) ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のもの
		(ニ) 液圧プレス	矯正プレスを除く
		(ホ) 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの
		(ヘ) せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のもの
		(ト) 鍛造機	
		(チ) ワイヤーフォーミングマシン	
		(リ) プラスト	タンプラスト以外のものであり、密閉式のものを除く
		(ヌ) タンブラー	
(ル) 切断機	と石を用いるもの		
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
3	土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
4	織機		原動機を用いるもの
5	建設用資材製造機械	(イ) コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のもの
		(ロ) アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの
6	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
7	木材加工機械	(イ) ドラムパーカー	
		(ロ) チッパー	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの
		(ハ) 碎木機	
		(ニ) 帯のご盤	製材用(原動機の定格出力が15kW以上のもの) 木工用(原動機の定格出力が2.25kW以上のもの)
		(ホ) 丸のご盤	製材用(原動機の定格出力が15kW以上のもの) 木工用(原動機の定格出力が2.25kW以上のもの)
(ヘ) かんな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの		
8	抄紙機		
9	印刷機械		原動機を用いるもの
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳造型機		ジョルト式のもの

※ 9.8キロニュートン=1t      294キロニュートン=30t

## 数等の変更の届出

特定施設の届出をしている者は、特定施設の種類の数や騒音の防止の方法を変更するときは、工事開始の30日前までに届出なければなりません。  
(騒音規制法第8条)

ただし、以下の場合は届出の必要はありません。

- 騒音の防止の方法を変更する場合で、その変更により工場等の騒音が大きくなりすぎないとき。
- 特定施設の種類の数を減らすとき。
- 特定施設の種類の数を、直近に届出た数の2倍以内に増やすとき。  
例 直近の届出が5台の場合。  
・ 3台増やす場合……届出の必要なし  
・ 6台増やす場合……届出の必要あり



# 届出に必要な書類

## 1 特定施設設置届出書(様式第1)

様式第1  
特定施設設置届出書  
〇年〇月〇日

葛飾区長 殿  
住所 葛飾区立石5-13-1  
届出者 株式会社 葛飾製作所  
氏名 代表取締役 葛飾 太郎 代表者印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社葛飾製作所(東立石工場)	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	葛飾区東立石1-9-1	※ 受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容	金属切削・プレス加工	※ 施設番号	
常時使用する従業員数	5名	※ 審査結果	
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。	※ 備考	

特定施設の種類の	型式	公称能力	数	使用開始時刻(時・分)	使用終了時刻(時・分)
機械プレス		1.5kW(30t)	1	9:00	17:00
					30t=294キロニュートン

備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。  
2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音壁の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。  
3 ※印の欄には、記載しないこと。  
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。こと。  
5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

## 2 騒音の防止の方法

### 騒音防止の方法

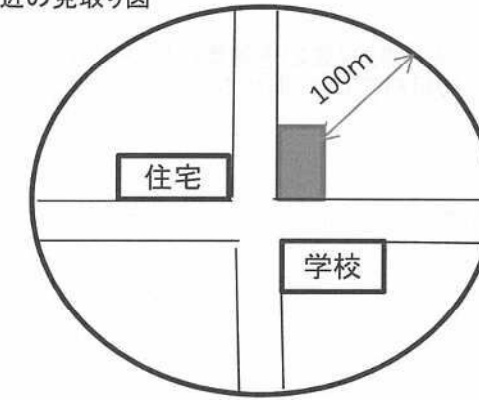
工場の構造	構造	鉄骨造
	階数	3階
	外壁	ALC(厚100)
	内壁	吸音ボード
施設の種類	開口部	アルミサッシ網入りガラス・スチール扉
	施設の種類	プレス～低騒音型
騒音の防止方法	内防	窓～アルミサッシ網入りガラス(二重)
	外防	換気口～防音カバー設置
その他		

※ 所定の様式については、ホームページでダウンロードできます。

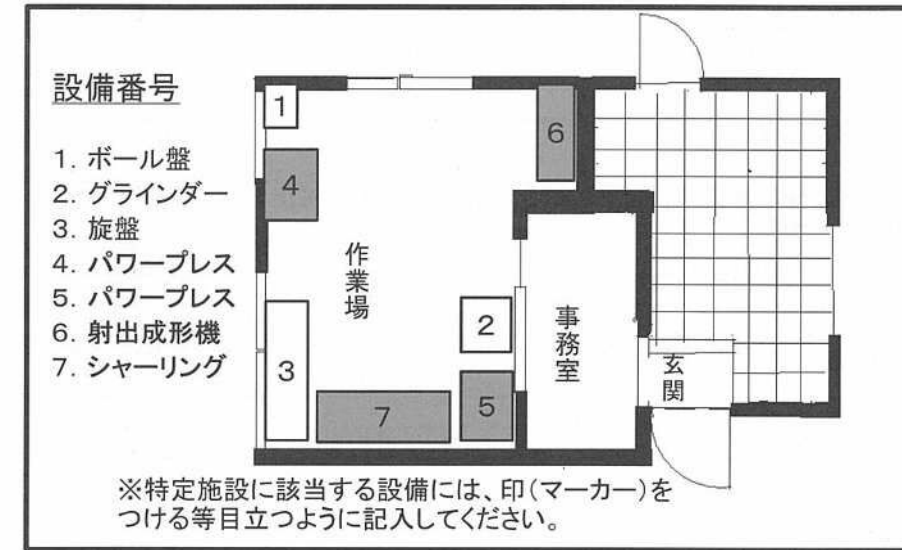
特定施設の数の変更⇒ 特定施設の種類の数変更届出書(様式第3)  
騒音の防止の方法の変更⇒ 騒音の防止の方法変更届出書(様式第4)

# 届出添付図面

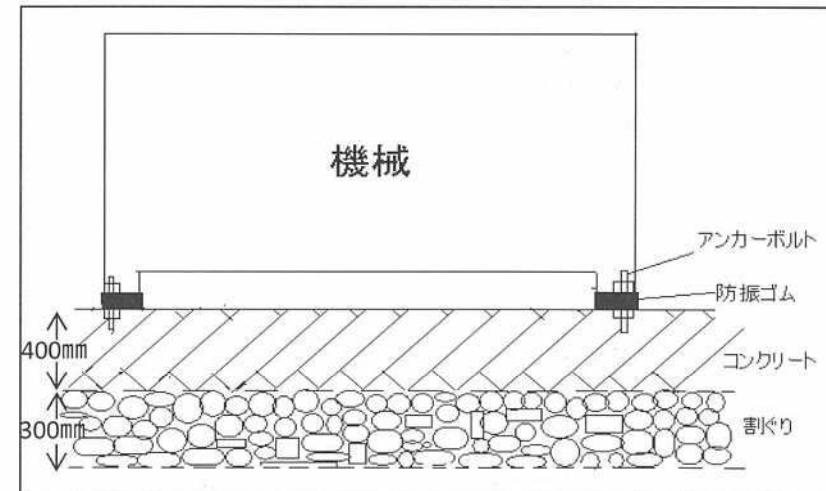
## 3 付近の見取り図



## 4 作業場平面図及び機械の配置図



## 5 基礎図(振動規制法の届出をする場合)



## 6 その他(立面図、断面図など)

- 注 (1) 以上の書類を正本・副本用として、それぞれ2部ずつ提出してください。  
(2) 振動規制法の届出についても、この届出書に準じます。  
(3) 届出の特定施設が騒音規制法と振動規制法の両方の対象になる場合は、図面等の添付書類は共用しても差し支えありません。